七()

◎空家等対策の推進に関する特別措置

法 (平成二六年一一月二七日法律第一二七号)(衆)

一、 提案理由(平成二六年一一月一四日・衆議院本会議

て、提案の趣旨及びその内容を御説明申し上げます。○今村雅弘君」ただいま議題となりました法律案につきまし

その主な内容は、
をの主な内容は、
をの主な内容は、
の主な内容は、

画を定めること、の基本指針を定め、市町村は、基本指針に即して空家等対策計の基本指針を定め、市町村は、基本指針に即して空家等対策計算一に、国土交通大臣及び総務大臣は、空家等に関する施策

す。

ができること、空家等の所有者等に関する情報について、内部で利用すること空家等の所有者等に関する情報について、内部で利用すること

対し、除却、修繕等の措置をとるよう助言または指導、勧告、など、放置することが不適切な状態にある空家等の所有者等に第三に、市町村長は、著しく保安上危険となるおそれがある

に空家等の立入調査をさせることができること、命令ができるとともに、これらに必要な限度において、職員等

第四に、所有者等が命令を履行しないときまたは命ずべき所

の措置を講じ、国及び地方公共団体は、そのほか必要な税制上策の実施に要する費用に対する補助、地方交付税制度の拡充等第五に、国及び都道府県は、市町村が行う空家等に関する対有者等が不明のときは、行政代執行ができること、

委員会提出法律案として提出することに決したものでありま本案は、本日、国土交通委員会において、全会一致をもってなどであります。

の措置等を講ずること

何とぞ速やかに御可決くださいますようお願い申し上げま

二、参議院国土交通委員長報告

(平成二六年一一月一九日)

国土交通委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げま 〇広田一君 ただいま議題となりました法律案につきまして、

本法律案は、適切な管理が実施をされていない空家等が、防

に必要な事項を定めようとするものであります。 以ることに鑑み、地域住民の生命、身体又は財産を保護するため、国による基本指針の策定、市町村による空家等促進するため、国による基本指針の策定、市町村による空家等の活用をとして、その生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用をとして、のは、大学のであります。

○附帯決議(平成二六年一一月一八日)

を行うこと。

を行うこと。

を行うこと。

を行うこと。

を行うこと。

を行うこと。

を行うこと。

を行うこと。

を行うこと。

右決議する。

(注) 衆議院においては、委員会の審査は省略された。

空家等対策の推進に関する特別措置法